

# 令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業の業務委託に係る企画提案募集要項

## 1 事業概要

### (1) 委託業務名

令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業

### (2) 実施期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

### (3) 委託料

上限 4,795,000円（消費税及び地方消費税を含む）

注）この業務委託契約は、令和8年度千葉県歳入歳出予算が令和8年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和8年4月1日以降に締結します。

### (4) 実施方法

本事業に対する企画提案を募り、千葉県の委託事業として実施します。

### (5) 本事業の目的及び内容

「令和8年度千葉県保育所保育士等研修事業 業務委託仕様書」のとおり

## 2 応募資格

次の（1）から（7）の全ての項目に該当する団体とします。

- （1）事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- （2）事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- （3）実施する上で必要となる協議等の措置を適切に、かつ、迅速に遂行できる体制を有していること。
- （4）過去に同種の事業を国や地方公共団体等から受託した実績を有すること。
- （5）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- （6）特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （7）暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

## 3 応募方法等

### (1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（様式第2号）
- ③ 団体概要（様式第3号）
- ④ 類似の主な研修実績（様式第4号）
- ⑤ 団体の目的等についての確認書（様式第5号）

※紙で提出する際は、書類はすべてA4サイズに統一し、上記の順番通りとすること

※様式第1～4号に関しては、メールでの提出も可

(全てをPDFにし、1ファイルにまとめたものとする。)

※法人の定款、前事業年度の収支決算書、パンフレット等を添付

- (2) 提出部数 正本1部 副本9部
- (3) 提出期限 令和8年2月18日(水)午後5時必着
- (4) 受付時間 午前9時～午後5時(ただし、土日祝日を除く。)
- (5) 提出方法 持参又は郵送(最終日午後5時必着)

#### 4 選定方法

提出された企画提案書等の内容について、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング(日時及び場所は別途通知)を行い、企画提案書等と合せて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託候補者とします。

なお、審査は非公開で実施します。

#### 5 審査基準

審査にあたっては、以下の観点から総合的に評価、選考します。

なお、審査は非公開で実施し、審査に関する異議には一切応じません。

審査項目	審査基準
事業の取組方針	事業目的や趣旨を理解しているか
事業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業目的を達成できるカリキュラムが設定されているか</li><li>② 講師の選定方法が適切か</li><li>③ 研修の進め方が効果的な手法となっているか</li><li>④ 効果的な研修スケジュールの配分がなされているか</li><li>⑤ 受講生に配慮した体制となっているか(会場の確保、e-ラーニング研修等の実施等)</li></ul>
事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>① 事業を遂行するための体制が整っているか</li><li>② 提案された企画内容は予定期間内に実施可能な内容となっているか</li><li>③ 講師の手配が確保されているか</li><li>④ 事業内容に関する知識、知見を有しているか</li><li>⑤ 類似事業についての実績が豊富か</li></ul>
所要経費	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示され、合理的な内容であるか
その他(独自提案等)	<ul style="list-style-type: none"><li>① 保育者による虐待等の不適切な保育の未然防止に関する内容を盛り込んでいるか(特に性的虐待防止について研修に取り入れる体制を有しているか)</li><li>② 目的に対する独自提案等の工夫があるか</li></ul>

## **6 選定結果**

- (1) 選定結果は書面にて通知します。
- (2) 選定結果の問い合わせについては一切対応しません。
- (3) 選定結果は県の情報公開の観点から県ホームページに公開します。

## **7 契約**

- (1) 受託候補者として選定された者と内容、経費等について再度調整を行った上で、予算の範囲内で委託契約を締結します。
- (2) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上）を納付していただきます。なお、契約保証金の納付が免除される場合があります。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできません。

## **8 応募者の失格**

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為がある、事業の目的に照らして採用しえない提案内容である等、委員会が失格であると認めた場合

## **9 その他の留意事項**

- (1) 選定委員会において選定されても、受託候補者として内定したものであり、委託契約をもって正式決定となります。
- (2) 企画提案にかかる費用は、全て応募者負担となります。
- (3) 提出書類等は、提出後の差替、修正等は原則として認めません。また、審査後にこれを返却することはありません。
- (4) 提出書類等の著作権は応募者に帰属します。ただし、県が企画提案について報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 本要項に定めるもののほか、企画提案に必要な事項は、県が定めます。

## **10 問い合わせ先・提出先**

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

千葉県 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援班

TEL 043-223-2317

FAX 043-222-9939

E-mail kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp